



< 企業再編 実績引き継ぎの計算方法 >

建設事業が他の者に承継された場合に従前の者の実績を引き継ぐことができますが、その計算方法はどのようになっているのでしょうか。

引き継ぎができる項目は、完成工事高(X1)、平均利益額(X22)、経営状況(Y)、元請完工高(Z2)、建設業の営業年数(W21)、研究開発の状況(W6)となっていますので、代表的な完成工事高(X1)を例に説明します。

右記は、合併後最初の事業年度終了日の経営事項審査における完成工事高(X1)の計算方法を示したものです。存続会社A社の審査申請日の直前2年(又は、3年)の各事業年度における完成工事高の合計額にその吸収合併により消滅した建設業者(B社)の同一の期間における同一種類の建設工事の完成工事高の合計額を加算します。

この計算の特徴は、B'の事業年度において、仮決算をすることなく月数按分している点にあります。実際の工事の完成時期あるいは工事の進捗状況に関係なく、平均的に工事が完成していると仮定して完成工事高を計算して加算しています。

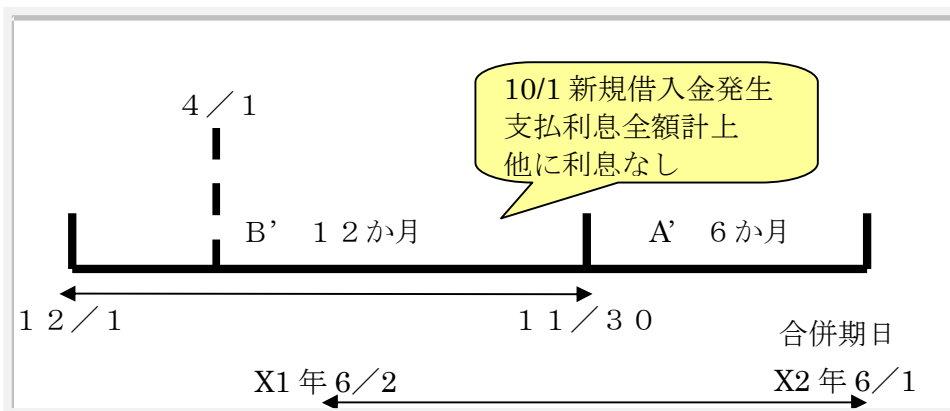
完成工事高の引き継ぎ

$$\text{A, B及びA'の完成工事高} + \frac{\text{Bの始期からB'の終期(含む)の月数}}{\text{B'に含まれる月数(12か月)}} \times \text{(B'における完成工事高)}$$

※1月未満の期間 切り上げ



一方、経営状況(Y)についても「経営事項審査の事務取扱いについて(通知)」において、完成工事高(X1)と同様に処理するように規定されています(※印参照)。しかしながら、合併、会社分割、事業譲渡においては、合算財務諸表を作成してその数値により計算することになっています。そこで、この合算財務諸表の損益計算書はどのように作成すればよいのかという問題が生じます。すなわち、実際の取引をもとに決算し合算財務諸表を作成するのか、あるいは、すでに完成している損益計算書をもとに月数按分して作成するのかという問題です。



上記の例では合併時経審(X1年6月2日~X2年6月1日)において、実際数値で決算すると支払利息の全額が合算されますが、月数按分では12分の6か月分のみが合算されます。そうすると合算財務諸表の作成いかに結果に違いが生じます。

いずれにしても合算財務諸表は、公認会計士又は税理士による内容が適正である旨の証明が必要です。適正な財務諸表の作成をお願いします。

WISENET編集部 松村 清(税理士)

※「経営事項審査の事務取扱いについて(通知)」抜粋

「なお、事業年度を変更したため審査対象年の間に開始する事業年度に含まれる月数が12か月に満たない場合、商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った場合、1の(1)のチの②若しくは③に掲げる場合又は他の建設業者を吸収合併した場合における(1)のイの売上高の額、(1)のロの純支払利息の額、(3)のロの売上総利益の額、(4)のイの経常利益の額及び(7)のイの法人税、住民税及び事業税の額は、1の(1)のト、チ又はリの年間平均完成工事高の要領で算定するものとする。」